

決 議 (案)

パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議

イスラエルとパレスチナ武装勢力との軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、子どもを含む多数の住民が尊い命を奪われ、あるいは避難を余儀なくされるとともに、食料等の人道支援も停滞しており、長引く戦闘に伴い、現地の人道状況は、深刻さを増している。また、今もなお、人質となった多数の人々の解放が実現していない。

国際社会は、事態の解決に向け、国連の決議や、国際司法裁判所による暫定措置命令等による働き掛けを行っているものの、わずかな休戦期間を経て、今も戦闘行為は続いている。

よって、本県議会は、全ての当事者及び国際社会に対し、下記の事項を一刻も早く実現するよう強く求める。

記

- 1 戦闘行為の即時かつ持続的な停止及び全ての人質の即時かつ無条件の解放
- 2 支援物資の供給確保等による人道状況の改善

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和6年6月18日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士